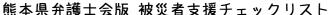
熊本・九州豪雨災害 関東弁護士会連合会 緊急研修会

水害支援 に必要な知識と 生活再建・住宅再建支援のポイント





写真ご提供: 岡井将洋先生 (熊本県弁護士会)



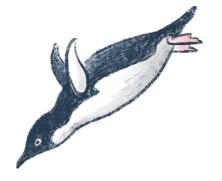


関東弁護士会連合会 災害対策委員 日弁連災害復興支援委員会 副委員長 弁 護 士・防 災 士 永 野 (静岡県弁護士会)

*この資料は http://naganokai.com でむできますの で基本的なメモなどは不要です

今日の研修の内容

60分 (質疑応答込み)



1. 水害支援特有の知識・制度の説明

15分

2. 浸水家屋の再建の流れとポイント

30分

3. 支援ツールのご紹介

3分

4. 水害QA

5分

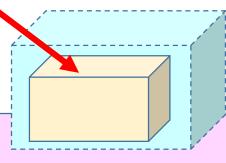
千葉県弁護士会 の電話相談 (主に台風15号)

屋根が飛んで 人の物を壊し ちゃった。弁護 士に相談しな きゃ!



相談全体の大半が土地工作物の相談

被災世帯の約3%が相談



損壊家屋 約40,000棟

静岡県弁護士会 の電話相談 (主に台風19号)

家が水浸しだ。 これからどうし たら・・・。



被災世帯の約1%が相談



浸水家屋 約3,200棟

毎日開催してる電話相談 の合計 (伊豆の国市)



たった5回の現地相談(伊豆の国市)



現地に行くと 相談率は5倍 以上に増加

被災世帯 の2.5%

浸水家屋 約600棟

被災世帯の 13.5%が相談

浸水家屋 約600棟

今日の研修の内容



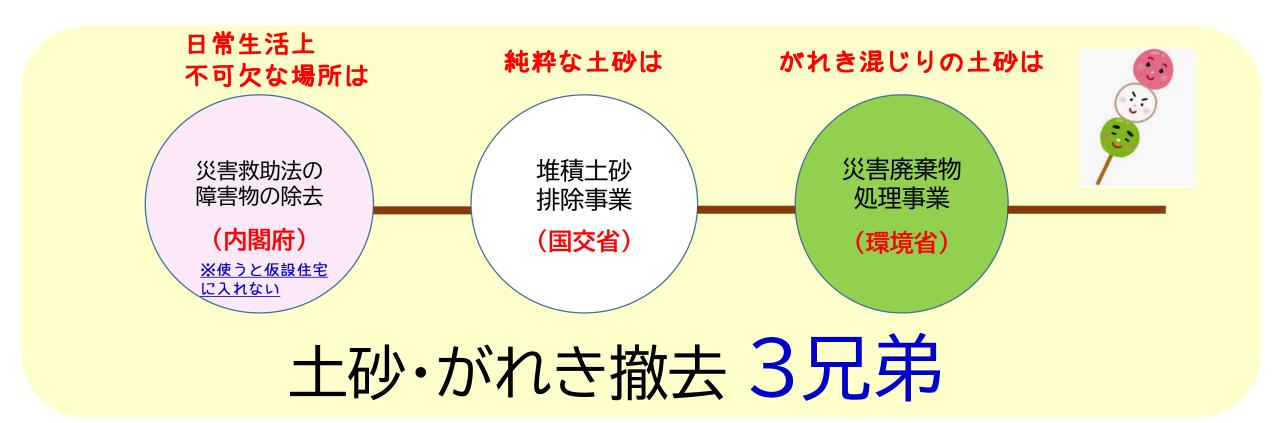
1. 水害支援特有の知識・制度の説明 15分

- 2. 浸水家屋の再建の流れとポイント 30分
- 3. ツールのご紹介 3分
- 4. 水害QA 5分

(1) 土砂・がれき撤去



・自宅・宅地の土砂やがれきはどうなるの?





被災者には、こんなことはどうでもいい

・過去の水害で、土砂・がれき撤去はどうなったか?

今回のような大きな災害では、早ければ1週間程度、遅ければ少し先になりますが、 自治体から、無償の「土砂撤去に関する指針」が発表されるのが通常。

●西日本豪雨の広島市

5日後に、市から、氾濫など で流木・岩石が混じった土砂 が堆積した地区は、**民有地内** でも市が撤去すると宣言。

宅地と農地が渾然一体の場合には農地の土砂も撤去するとも。

●台風19号の丸森町

約1か月後の発表。

同じく流木や岩石が混じった 土砂が堆積した宅地につい て、撤去困難なら、町が代わ りに撤去する。ただし、家屋 内や床下の土砂は対象外と のこと。

●西日本豪雨の呉市

2ヶ月後の案内文書では

宅地内に堆積した土砂混じりがれきについて、人力で撤去 困難なら市が撤去すると説明しています。ただし機械で 撤去できる範囲しかできないよ、という内容。

(2) 土砂張じりがれきの施金の対象要析 次のいすれも湖たす必要があります。 ①人力等では開去が困難なもの 空宅地内に埋積しているもの

※農給や山林に増積しているものは対象ではありません。ただし、名地と農地が 在し、施去作業を一括して行う方が迅速に対応できる場合は、農地内の土砂等 ついても同様に撤去する場合があります。

【注意点】 ■市が搬去する範囲は

■市が接近する範囲は、機械で推去できる範囲となりますので、 家屋の中の土砂屋しひ付きこついて、市に規制機会できません。 なお、変援の中の土砂湿しりがれきは、敷地の中に出しておいていただければ、 市で搬去します。
■薬屋の割削や用着作業は行いません。

■家屋の清掃や消毒作業は行いません。■法書の復旧など、現状復旧は行いません。

参考:国土交通省「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」 https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001334502.pdf

・待てずに自費で土砂・がれきを撤去した場合はどうなるのか?

- ·あとから費用を償還(自治体が精算)してくれる場合があります。
- ・それに備え、撤去前と撤去後のたくさんの写真や動画を残しておきましょう。 また、撤去費用の領収書や、撤去工事の費用の明細もなるべく詳しいものを。
- ・ただし、撤去費用の全てを自治体が払ってくれるとは限りません。





- ●意外に?償還が認められた例
- ・重機を借りて自分で撤去した場合の、 重機のレンタル料

- ●償還が認められなかった例
- ・知人や友人、ボランティアに除去してもらった 日当やお礼
- ・土砂撤去のために購入した重機の費用
- ・自宅が壊滅的被害で、土砂撤去どころじゃないよ?

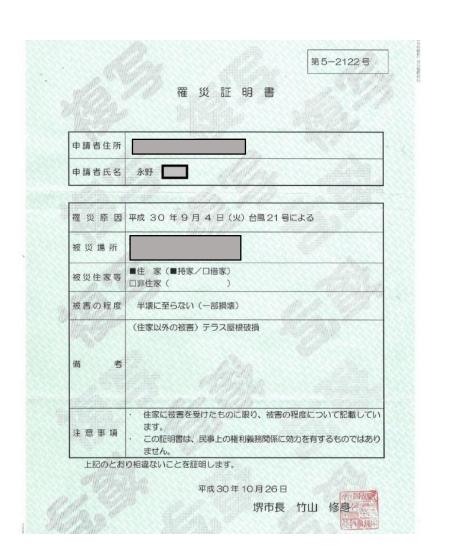
今後、半壊以上の罹災証明の認定を受けた自宅や一定の条件をみたす事務所*などは、「公費解体」といって、地上より上の建物部分を、無償で解体・撤去してくれる制度の可能性



(環境省の災害廃棄物処理事業)

(2) り災証明書





・コロナ下での支援のあり方?



り災証明書の交付窓口の横に

設置した支援制度説明コーナー (台風19号)



災害ボランティア団体と連携した 現地での説明会 (西日本豪雨)

・水害のときの罹災証明の被害認定方法は?

越流、決壊土石流などによる浸水などの場合

内水氾濫な どの場合

浸水テスト

損壊テスト

全 壊	床上1.8m以上	50点以上
大規模半壊	床上1m以上	40点以上
半 壊	床上1m未満	20点以上
準半壊		10点以上
一部損壊	床下浸水	それ未満

水災の場合の罹災証明の調査方法(木造・プレハブ・2階建)

石流や 外壁や 建具が5 土砂崩 浸 被害 など の 損傷

YES

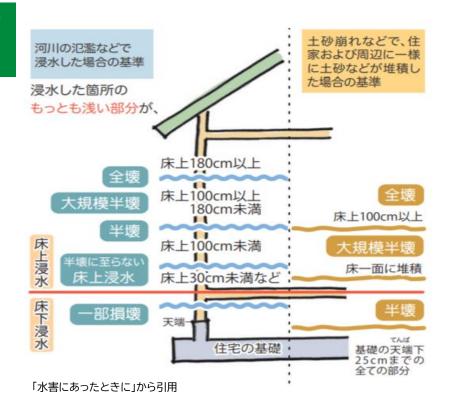


右の「第一次 調査」を最初 に使って判断

NO (内水氾濫の ときなど)



右の「<mark>第二次調査</mark>」 で、具体的な損害の 程度から判断



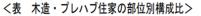


被害の 大規模 全壊 半壊 準半壊 程度 半壊 40%以上 損害 20%以上 10%以上 50%以上 割合 20%未満 50%未満 40%未満

100点満点の 損壊テストで、 点数を積み重 ねていく



片づけたり、痕跡が 消えてしまう前に、 **あらゆる場所を 写真・動画で撮影**



部 位 名 称	構成比
屋根	15 %
柱(又は耐力壁)	15 %
床(階段を含む。)	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、ベランダ、システムキッチ	F 10 %
ン、洗面台、便器、お風呂など	13

内閣府防災情報のページ「罹災証明書の概要」に一部加筆

・少しでも罹災証明の認定を上げるための「事務連絡」の活用

事務連絡

関係県内市町村担当部局長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(事業推進担当)

令和元年8月の前線に伴う大雨における住家の被害認定調査(第1次調査等)の 効率化・迅速化に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であ り、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があ ります。

被災した住家の調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(以下「運用指針」という。)により示しており、調査の効率化・迅速化を図るために平成30年3月にこれを改定したところですが、今般の令和元年8月の前線に伴う大雨により、各地で浸水被害等が相次ぎ、甚大な被害が発生していることを踏まえ、水害による被害に係る調査を効率的かつ迅速に実施するための留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、よろしくお願いいたします。

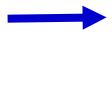
詬

1. 第1次調査(【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建て)における判定

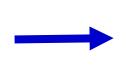


エリア認定

越流・堤防決 壊による浸水 は「外カ損 傷」みなす



土砂堆積 の場合の 基準緩和



※ 床上 1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域については、当 該区域の端部の住家(当該区域の四隅に立地する住家等)をサンプル として調査し、当該サンプル調査をもって当該区域内の住家全てを全 壊と判定することができます。この場合、当該区域内の各住家の調査 は不要です。

なお、越流、堤防決壊等により広範囲に浸水した区域については、 前述の「外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場 合」として取扱うことに差支えありません。

- ※ 外観による判定として、基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没している場合は、損害割合50%以上とし、「全壊」と判定することができます。
- ※ 水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合は、以下のように堆積の深さで判定することもできます。
 - ① 床上 1 mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」
 - ② 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該 住家の損害割合を 40%以上とし、「大規模半壊」
 - ③ 基礎の天端下 25 cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を 20%以上とし、「半壊」



住家被害認定調査への 立会いや、再調査(二次 調査)の申請支援

たった襖1枚(建具)で認定変更も

18点(準半壊)→21点(半壊)

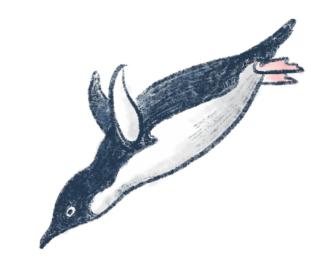
部 位 名 称	構成比
屋根	15 %
柱(又は耐力壁)	15 %
床(階段を含む。)	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、ベランダ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など	10 %

調査 (第二次調査) は

100点満点 の 壊れ度テスト!



今日の研修の内容



1. 水害支援特有の知識・制度の説明 15分

2. 浸水家屋の再建の流れとポイント 30分

- 3. ツールのご紹介 3分
- 4. 水害QA 5分

・水害後の住まいの変化

直後



水害で自宅が全半壊



避難所生活(無料)



数か月後

親戚宅・実家に避難



浸水した自宅で生活

アパートなどに転居



仮設住宅に入居



浸水した自宅で生活

・最終的な 住まいの再建の 選択肢って?

同	浸水した自宅で・・	修理して住む	現地で建て直す	(災害)公営住宅に
同じ場所で再建				
	借家に引っ越し	一軒家やマンションを購入 (新築・中古)	新天地で <mark>新築</mark>	これを機に高齢者施設へ
別 の 埋				
別の場所で再建			TIMIN N	

使えたらぜひ使ってください 現実の支援の際に「被災者生活再建カード」

住宅再建のマクロ の視点に

比較的早い段階 -> の支援

> 数 か 月

> > 後

そ

後

書

直

仮設住宅



数日から数ヶ月

の利用 (無料)



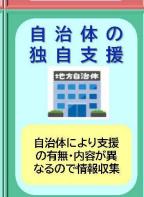
ボランティア

専門家支援

片付け・土砂撤去

など様々な困り

ごとの相談



応急修理

半壊以上

595,000円

準半壊

300,000円

仮設住宅



基礎支援金

被災者生活再建支援法 * *

¥

美美美

全壊·解体·長期避難

100万円

大規模半壊

50万円



火災(地震)

保険・共済

火災保険だけで

は地震・津波の

被害保障なし



もう少し先の 支援

数カ月後に

受けられる支援



半壊も入居可能性



半壊以上の家屋や 一部事業所を無料 で解体・撤去



民間賃借 50万

100万

修理







・使えるカードを並べてみると・・・ <u>どんな支援</u>を得ながら住宅再建していくか「<mark>見える化</mark>」できます

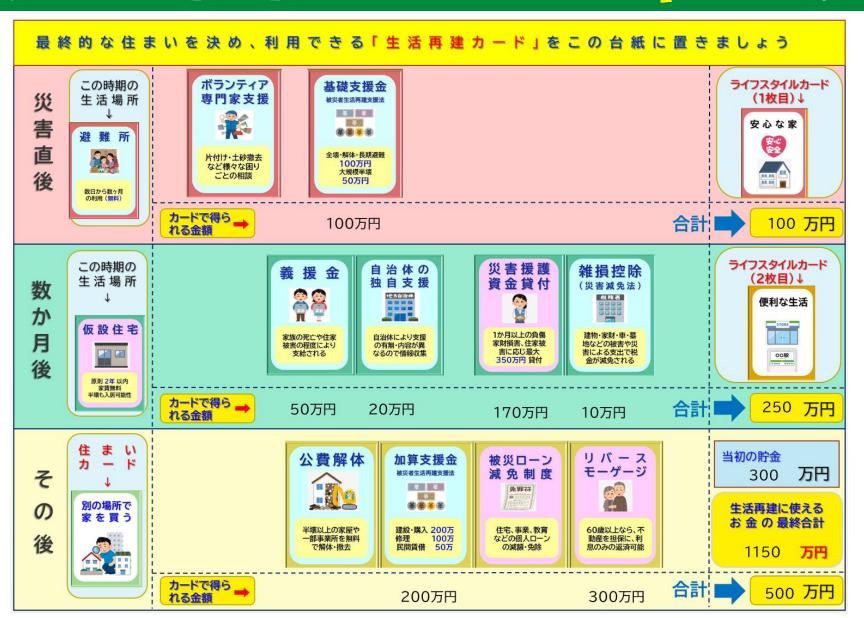
持ち家が浸水して半壊

- ・修理して再建?
- ・解体して建替え?
- ・解体して土地を売却して 別の場所でやり直す?

この際アパート? 中古の家? 新築?



現地でカードを置きながら一緒に悩み、考えてあげてもらえるとうれしいです



・現地でのカードを使った相談活動

日弁連の「被災者生活再建ノート」 の余白を使って・・





1

建築士の先生がアドバイスしながら、 司法書士の先生がカードを貼っているところ



・災害 初期の支援って?



避難所(無料) (災害救助法)



応急修理制度(60万円弱) (災害救助法)



ボランティアによる 復旧作業



基礎支援金 (被災者生活再建支援法)

応急修理制度

(災害救助法適用地域の修理費用の一部を補助)

全 壊 大規模半壊 半 壊 応急修理 制度が 半 壊 30万円 使える人 一部損壊

修理の際に受 けられる補助 の金額 59万5000円



応急修理制度を

使った人は、

使うと

基 援 金 (最初 にもらえるお金)

全壊	大規模半壊
100万円	50万円
解体 (半壊や敷地被害でやむなく)	長期避難 (災害後も危険で居住不能)
100万円	100万円

さらに

追

加

でもらえる

加 支 援 金 らえるお金) でも







一度借家などに引越したあと、最終的に新築や補修した人でも 合計して上の最終金額まではもらえる



裏山のがけ崩れで考えてほしいこと

長期避難世帯 で、支援法の 「全壊」の扱 いでは?

仮設住宅は 言わなくても すぐに用意し てくれるの?

・災害 その後の支援って?



仮設住宅(無料) (災害救助法)



義援金 (災害により金額変化)



地震保険·火災保険



自治体独自の支援金





災害援護資金貸付 (災害弔慰金法)

(災害弔慰金法)

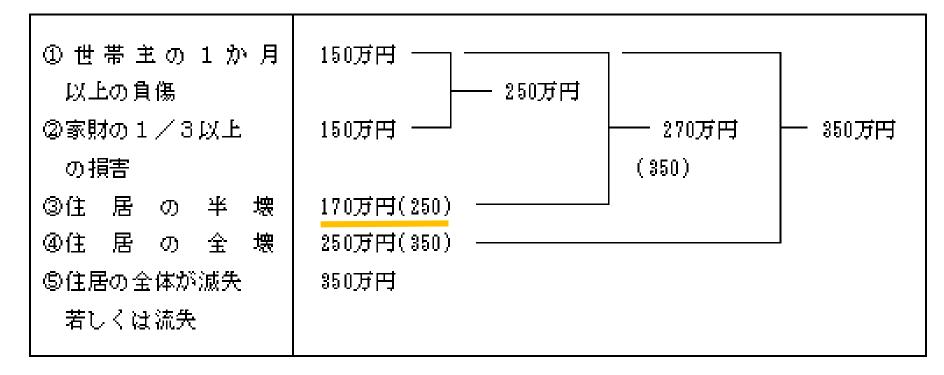


災害弔慰金法による貸付制度

災害援護資金貸付

災害で負傷したり、家や家財の被害を受けた場合の特別の貸付制度

最大 350万円 当初3年は無利子 その後金利3%(条例で変更可能) 返済期間は10年 所得制限あり

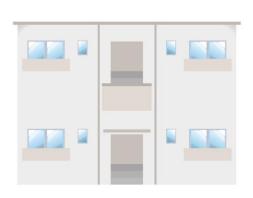


(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを えない場合等特別の事情がある場合は())内の額となります。

・災害 さらにその後の支援って?



公費で<mark>解体</mark> (災害廃棄物処理特例)



災害公営住宅 (数年後から家賃必要)





加**算支援金** (被災者生活再建支援法)



被災ローン減免制度 (ガイドライン)



雑損控除 災害減免法



リバースモーゲージ 融資の災害時特例 (住宅金融支援機構)

公費解体

大規模な災害では 税金で 建物を解体してくれることがある



最近では、

半壊以上

なら制度を利用できることも多い!

申請期限に焦らされず、 本当に解体すべきか、 慎重に検討しよう!

半壊の住宅を、公費 解体で解体すると、 全壊とみなしても らえるので、支援 金がもらえる!



リバースモーゲージローンって?

(60歳以上だけの特別な融資制度)

By住宅金融支援機構

モーゲージ

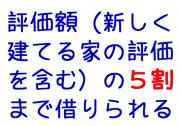
60歳以上なら、不

動産を担保に、利息のみの返済可能

60歳以上 年金暮らしで **修理するお金** が・・・

子どもは将来この家には戻らん。 自分たちだけ 住めればいいん じゃが・・・ 修理する家や購入する中古マン ションなどを担保に借り入れ









借りたお金の 返済は、なん と金利だけ♪





残ったローン は死んだあと に自宅を手放 して完済

ローンを免除してくれる「被災ローン減免制度」

(自然災害による被災者の債務 整理に関するがイドライン)



災害時 その相談ちょっと待った! 自己破産、個人再生で 進めて大丈夫? 「ひさろ」使えませんか?



被災ローン減免制度 (通称 ひさろ) とは...

(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)

対象

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によって、債務の弁済が難しくなった個人の方

制度の概要(メリット)

- ①現預金500万円、家財地震保険金(250万円まで)、各種被災者支援金などを手元に 残せる!
- ②信用情報登録機関に登録されない!
- ③原則、連帯保証人にも迷惑がかからない!
- ④無償で弁護士、不動産鑑定士など専門家の支援が受けられる!

制度の詳細は

(一社)東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関 HPまで



ローンを免除してくれる「被災ローン減免制度」 (ひさろ)



住宅ローンだけでなく、災害救助法 が適用された自然災害によって払えな くなった個人のローンが広く対象

自宅が全壊した のに住宅ローン が・・・





被災ローン減免制度 を利用すると??



利点①

ローンの減額や免除を 受けても、 預貯金500万円 +もらった支援金 を手元に残せる

利点②

ブラックリストに載らないから、再度ローンを 組める可能性がある

利点③

原則、保証人にも請求がいかない

自宅は手放してローン0から再出発



残したい土地の分だけローンを払って残りは免除





共通して使うべきカード

住まいの選択によって、使う支援制度は異なる





球磨川の 氾濫で 自宅が半壊

修理費 900万円

> 貯金は 800万円

住宅ローン はないけど 年金暮らし









手元の現金を残すなら



































土地の売 却も可能 になる

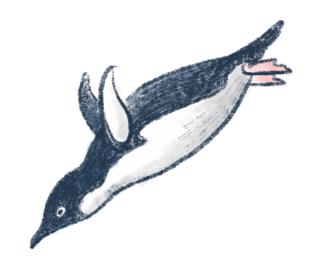
今日の研修の内容



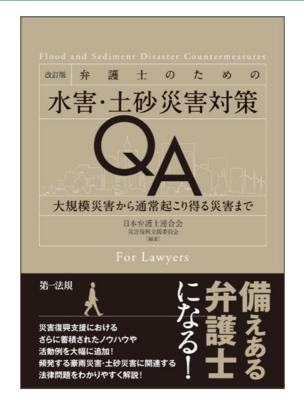


3. ツールのご紹介 3分

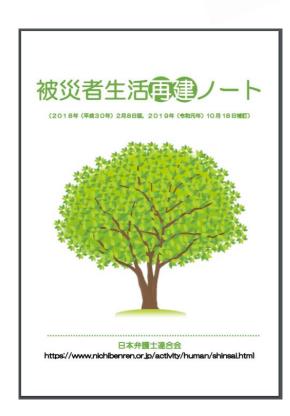
4. 水害QA 5分



·水害QA本(日弁連)







被災者生活再建ノート (日弁連)

被災者生活再建ノート

フリガナ	_		_	性別		主年月日		年齢					
お名前				14.05					電話				
(世帯主)					6	Œ.	月日	歳	メールアドレス				
(11111111111111111111111111111111111111											宅□借家		
災害前の住所									日子の作		-C District)	
	□災害前と	ment 1									モ □信家	,	
現住所	火雪削と	IN C									上住宅 口災	10世代は	
49EUX.771									口その他		THE DA)	
		555	害前					_	現			,	
	- 1	5名前	続柄	Т	10.00	-	a	名前	-54	続柄	福業	年齡	
										- 1			
同居家族						1							
- 7			泛 害 前							現在		1	
		職業		T	動務先			題	業		型为书	8先	
就業状況	口正社員 口	非正規・バー	-				□正社員	□罪正	見・バート				
	口白宝宝 口	会社経営	京事従事者				口白宝宝	口会社	EE DE	事從事者			
	□求睡中□	無種 口その	他				□求睡中	□無福	口その他	3			
- 1				被害の			((2))				検討すべきこ		
			亡くなったが	のお名類	統柄	死亡时	570	死因	→ ○	災害弔慰金	金(最大500万		
	人 □家族が	亡くなった			1 1							しくは9月	
	0	L 1451C			1 1					□受給した		円)	
	被				\perp						たが不支給だっ		
	害		障害の	内容	受傷時	期	受傷の	學因	→ ○	災害障害兒	現舞金(最大2		
		を負った										しくは9万	
										□受給した		円)	
						23				たが不支給だっ	た		
			被害の内容							確認・検討すべきこと			
			被害の内	es es					18,55				
			被害の内	0			F*	○り災፤		※詳しく	は10頁		
			被害の内	0			T		正明書	※詳しく 規模半壊			
		でいる家の被	害を受けた	_			T	口全	正明書 表 口大		□半壊		
		的な被害 例)	害を受けた	要水した。			r		正明書 東 □大 部損壊 の他(規模半壊 □損壊なし	□半壊)		
被害の状況		的な被害 例)	害を受けた	要水した。			T.		正明書 東 □大 部損壊 の他(規模半壊 □損壊なし	□半壊		
被害の状況	住「具体	的な被害 例)	害を受けた	要水した。			- -	日本	正明書 東 □大 部損壊 の他(規模半壊 □損壊なし ※詳し	□半壊)		
被害の状況	住一具体表	的な被害 例)	害を受けた	要水した。			-	日子	正明書 機 □大 節損壊 の他 (反設住宅 居申込を	規模半壊 □損壊なし ※詳し した	□半壊)	くは12頁	
被害の状況	住まい	的な被害 例)	害を受けた	要水した。			-	日本に日本に日本に日本に日本に日本に日本に日本に日本に日本に日本に日本に日本に日	正明書 表記 表記 表記 表記 表記 と記 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	規模半壊 □損壊なし ※詳し した	□半壊 , ,<は11頁		
被害の状況	住まいの	的な被害 例)	害を受けた	要水した。			-	日全日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	正明書 環 □大 診損壊 の他(反設住宅 医申込を を援金(i 給した→	規模半壊 □損壊なし ※詳し した 最大100万	□半壊 , (は11頁 i円) ※詳し		
被害の状況	住まいの被	的な被害 例)	害を受けた	要水した。				日本の応急は日本の応急は日本の応急は日本の応急は日本の表現では、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	正明書 機 □大 助損壊 の他 (反設住宅 医申込を を援した→ 情したが	規模半壊 □損壊なし ※詳し した 最大100万 受給額(不支給だっ	□半壊 , (は11頁 i円) ※詳し	0	
被害の状況	住まいの被	的な被害 例)	害を受けた	要水した。			-	□全 □一 □ 元 ○応急 □ 入 □ 基礎 □ □ 甲 □ 保険:	正明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規模半壊 □損壊なし ※詳し した 最大100万 受給額(不支給だっ 金) ※排	□半壊 , (は11頁 i円) ※詳し 円) 判定 11頁	
被害の状況	住まいの被	的な被害 例)	害を受けた	要水した。				日全に日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	正明書 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表	規模半壊 □損壊なし ※詳し した 最大100万 受給額(不支給だっ 金) ※排 □地震保护	□半壊) ,<は11頁 所円) ※詳し 円 のた 改善保険の損壊 乗 □生命保険) 判定 11頁	
被害の状況	住まいの被害	的な被害(例)ト	書を受けた 1扇天井まで イレが使えなく	受水した。	2日間停電	した等		日全に日本のののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本のでは、日	正明書 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表 ・ 表	規模半壊 □損壊なし ※詳し した 最大100万 受給額(不支給だっ 会) ※排 □その他	□半壊) ,<は11頁 所円) ※詳し 円 のた 改善保険の損壊 乗 □生命保険) 判定 11頁	
被害の状況	住まいの被害	的な被害 例)	書を受けた 1階天井まで イレが使えなく	現水した。(なった、	2日間停電	した等		日全に日本のののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本のでは、日	正明書 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表	規模半壊 □損壊なし ※詳し した 最大100万 受給額(不支給だっ 会) ※排 □その他	□半壊) ,くは11頁 (円) ※詳し 円 のた 資富保険の損壊 (() 判定 11頁	
被害の状況	住まいの被害	的な被害例と	書を受けた 1扇天井まで イレが使えなく	現水した。(なった、	2日間停電	した等		日全に日本のののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本のでは、日	正明書 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表 ・表	規模半壊 ※詳し ・ ※詳しした ・ 表大100万 ・ 安始節(・ 不支給だった。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□半壊) ,くは11頁 (円) ※詳し 円 のた 資富保険の損壊 (() 判定 11頁	
被害の状況	住まいの被害	的な被害例と	高を受けた 1版天井よでは イレが使えなく について 被害の内	:	2日間停電	した等	-	日全日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	正明書 表示 は できます できます できます できます できます できます できます できます	現模半壊 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	□半壊 , (は11頁 所円) ※詳し 円 た 技 活 保験の損壊 負 ((((((((((((() 判定 11頁	
被害の状況	住まいの被害	的な被害 例 ト 急危険度利定 を失った 務先が倒産し	高を受けた 1版天井まで イレが使えなく だこついて 被害の内	: ・ ・ ・ ・ ・ はなった。 ・ ※詳 のた・	2日間停電	した等	,	日全日日では、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	正明書 は 日本	規模半壊 □損壊なし ※詳し した 最大100万 の大100万 の大	□半壊 , (は11頁 (円) ※詳し 円のた 浸面保険の損壊 後 □生命保険 () 判定 11頁	
被害の状況	住まいの被害 仕事の被害	かな被害 例 ト かた映度 判定 を失った 務先が倒産し 務先は存続し	書を受けた 1周天井まで イレが使えな く について 被害の内	Wiking Wiking	2日間停電	した等	<u></u>	日全! 日本: 日本: 日本: 日本: 日本: 日本: 日本: 日本: 日本: 日本:	正明書 一大 で	規模半壊 した しま大100万(しま大100万(しま大100万(しまた) した。 しまた。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 し	□半環 , (は11頁 所用) ※詳し 円のた 表音保険の損壊 ((透きこと) 判定 11頁	
被害の状況	住まいの被害 仕事の被害 仕事の被害	的な被害 例 ト 急危険度利定 を失った 務先が倒産し	書を受けた 1階天井まで イレが使えな く について 被害の内 、 解雇さる	Wiking Wiking	2日間停電	日	<u></u>	日全日日では、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	正明書 一大 で	規模半壊 □損壊なし ※詳し した 最大100万 の大100万 の大	□半環 , (は11頁 所用) ※詳し 円のた 表音保険の損壊 ((透きこと) 判定 11頁	

被災者生活再建カルテ

このカルテは、専門家等への相談の機器を記録して 次の相談を円滑に実施するとともに、相談者が助言 内容を後で確認できるようにするためのものです。

	訪問日	年)	月 日	訪 氏名			属 □弁護士 □福祉職員	
	応対者			問 者 連絡先			性□その他()
	-	サ本について	In Lawrence	C/California	D被害 □仕事の被害	_		
	相談事項							
					E活 □地域・交友関係		し支援の希望	
		生活再建に向けて	□被災ロー:	□そのf	8経済面 □住まい □	仕事		
		その他	□支援制度	□その他	()		
	相談概要							
1								
	助言内容							
		□相談のみで終了	□相談継続	(次回相談)	7定:)		
	対応区分	□専門家紹介(紹介外	E :)		
	PHOLETT	□行政窓口紹介(紹介))先:)		
		□その他 ()		
-	-							
		- Av		100.00				
	訪問日	年	9 8	訪 氏名			第 □弁護士 □福祉職員	
		年	9 8	問 所属・			属 □弁護士 □福祉職員 性 □その他()
	防問日	年	9 E	89)
		,		間 名 連絡先	D被害 □仕事の被害)
	応対者	被害について	□人の被害	問者 連絡先		1	性□その他()
		被害について 現在の生活について	□人の被害 □健康・医療	問者 所属・連絡先 日住ました 日日常9	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係	□経済面	性□その他()
	応対者	被害について 現在の生活について 生活再建に向けて	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済面	性□その他()
	応対者	被害について 現在の生活について	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
	応対者	被害について 現在の生活について 生活再建に向けて	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
	応対者	被害について 現在の生活について 生活再建に向けて	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
	店対者相談事項	被害について 現在の生活について 生活再建に向けて	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
2	応対者	被害について 現在の生活について 生活再建に向けて	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
2	店対者相談事項	被害について 現在の生活について 生活再建に向けて	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
2	店対者相談事項	被害について 現在の生活について 生活再建に向けて	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
2	店対者相談事項	被害について 現在の生活について 生活再建に向けて	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
2	店対者相談事項	被害について 現在の生活について 生活再建に向けて	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
2	応対者 相談事項 相談概要	被害について 現在の生活について 生活再提に向けて その他	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
2	店対者相談事項	被害について 現在の生活について 生活再提に向けて その他	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
2	応対者 相談事項 相談概要	被害について 現在の生活について 生活再提に向けて その他	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
2	応対者 相談事項 相談概要	被害について 現在の生活について 生活再提に向けて その他	□人の被害 □健康・医療	間 者 原稿・連絡先 日本の	D被害 □仕事の被害 E活 □地域・交友関係 的経済面 □住まい □	□経済園 仕事	性□その他()
2	応対者 相談事項 相談概要	接書について 現在の生活について 主法両鍵に向けて その他	□人の被害 □健康・医療 □被災□□□ □支援制度	問者 所属・連絡先 一住まい 受 日本 の と 一子の 他	被害 □仕事の被害 応言 □知城・交及原係 験請連票 □仕まい □/	□経済園 仕事	性□その他()
2	応対者 相談事項 相談概要	被害について 現在の生活について 生活再達に向けて その他	□ 人の被害 □ 健康・医基 □ 被災ロー □ 支援制度	問者 所属・連絡先 一住まい 受 日本 の と 一子の 他	被害 □仕事の被害 応言 □知城・交及原係 験請連票 □仕まい □/	□経済園 仕事	性□その他()
2	応対者 相談事項 相談概要	被害について 現在の生活について 生活等様に向けて その他	□人の被害 □健康 医医 □被災□→ □支援制度	問者 所属・連絡先 一住まい 受 日本 の と 一子の 他	被害 □仕事の被害 応言 □知城・交及原係 験請連票 □仕まい □/	□経済園 仕事	性□その他()
2	応対者 相談事項 相談概要 助言内容	被害について 現在の生活について 生式再建に向けて その他	□人の被害 □健康 医医 □被災□→ □支援制度	問者 所属・連絡先 一住まい 受 日本 の と 一子の 他	被害 □仕事の被害 応言 □知城・交及原係 験請連票 □仕まい □/	□経済園 仕事	性□その他()

被災者生活再建 ノート

	その他の悩みごと	(自由にご記入ください)	※悩みごと書いた日付もご記入ください					
健康・医療について	(例) ・夜暖れない ・技術の異会が導えた ・技術の異会が悪い ・薬を規則正しく飲めない ・病院に通えない							
日常生活について	(例) ・食事が非常食ばかり ・水分を控えている ・歯報きがきちんとできない ・掃除が行き届いていない ・趣味がなくなった							
地域・交友関係について	(例) ・ 購入とのトラブル ・ 協分を相談できる人がいない ・ 家族と連絡がつかない							
経済面について	(例) ・収入が途絶えている ・家具を買うお金がない ・自宅の同建資金がない							
支援の希望について	(例) ・支援物資に偏りがある ・支援の情報が来ない ・支援制度を利用したいが内容 や窓口がわからない ・ちっと頻繁に訪問してほしい							
その他	どんなことでも自由に 記載してください							

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円 例えば、住宅を全藤で失った方には、基礎支援金として100万円 が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されます。また、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後建設により、合計して200万円になるまで支給されます。

※ 羊嬢や敷地被害でも住宅を解体するなどした場合は全壊扱いになる場合もあり、また、危険のために居住不能な状態が長期間継続している場合も全壊扱いになる可能性があります。

詳しくは市町村に問い合わせてください。

* 被災ローン減免制度(自然災害債務整理ガイドライン)について

災害教助法適用の災害では、この制度利用により、住宅・車・教育などのローン、個人の事業ローンの免除・減額が受けられることがあります。制度利用のための弁護士など専門家による支援は無料です。この制度を利用しても、預貯金500万円に加え、支援金、弔慰金、家財の地震保険金などは手元に残せる可能性があります。また、制度

・被災者支援チェックリスト 主だった支援制度を1枚に網羅

(別1.11.05H 規類) J 報多數博動各 イベンて一じの気乳が配図内





情報ページ

。专事である対消向るれるとなる計成符の初害災 3 な料計受送が、料管果、料用動、金料共公□ (普維事制閣・計画市・県前監督)

設等の徴収猶予, 所得税の軽減など。

> (内田市・県所直播) そ離・克瀬の財式地口

(署務時) そ離・免責の時国口

真哺央演のさな特剣界・金饼(0)

整備について補助を受けることが設備・施設の返回・ を作成し、認定を受けることができます。 画指業車興盛社で一小やオン加齢で業金小中の機動 県所重階(業串伊藤御祭川東帯端甌て一小で書業か小中) 金曲群と一小さ

、円式 0008 料 里無。 頭剝が 学児 はと 8000 万円, 会協孤界用計)孤界条関書災・孤界イッネトモビーサニ

。小資金資のあれの日政府業事 るも核引等業金心中式も受査書跡でより書災 (審金中工商・車公廳金第55本日) 付貸日貳書災!

(帯車公蛹金素ガ本日) 竹黄金簀るも校3)香業厳林豊口 し、日本政策金融公庫が無担保で行う融資。 校3/音業事類既心るも受き事計営野の等而充金工商

(会工商・売驀会工商) (資掘谿小夕) 金資善苑宮致香業事類別小口規模事業者経営改善資金 、专事しあれ合場る小頭も受き金加視 の宝一コ合製式では支承半手業材引音働後、パち〉な 新余き業林いより由野の土剤経ぐ判り等雨寒・霊地

クーワーロ//・高働代) 金流は望鷹用軍口

到陽蓋支の斜闊業事(6)

でまりある合語されらり受き は音立の金爾基や弓路は未引合製式し郵風や主業事

用事や付給酵各、J合製の等業材的制一るよう書災 (ペーペーロハ) 岩手本基の剣料用事口

。专まれらり受き付給の剣界災世 鈴支の剣料災策□

割帰黙支の斜関用事(8)

い式あ人一。資幅の等金質学計,金質学人 (等軍公舗金票班本日) く一口育廃の国

、完潔の害料業器, '私をまりお異りよう效学 であっていました。 でまりあがそぎ (效学各) 置計免減等將業赘等学大

そ酢, 免滅のは頻受, はな人、は精受、は業労 一数学・・が

· 県研道郡) 智計免滅等は業勢效学等高

学画,貴品用学人様,貴品用学な要なご学施、貴値形代券,貴

· 标四市· 県府道路) 置群炮 新学 施 の 主 学 中 小

效学·林佃市 県市直播等電荷要学協のへ等効学器支限特[

。路支予品用字動 ,具裏文、林姝、書拝璘へ新土・童見の高中小

(計画) ままままり | 砂川 | 1 日本 |

。そ

・

・

発

の

は

育

早

・

は

属

人 園新校・村田市)業事値奨園流の園新校

週帰歎支の育璘・♪3千 ①

。すうイーを入れることも出事に 。玄淵타コヤンハントトや会士藍共 , コ前 ら 計多 ヤスリ 3関熱調金、おこ1合影るあな計消 同用呼の製味

でまれらい受心戮支の家門専等士態弁で用費の国係 。人女表れる。依太を行動了しく順原き人語料帯重逐

(もおがる) はんしょう (はんり) (はんとい) (はんとい) (はんとい) (はんとい) (はんとい) (はんという) (はんといん) (はんといっしん) (はんといん) (はんといん) (はんといん) (はんといん) (はん ②信用情報登録機関に登録されないので、新たな (3) 要你你的法立立禁門姜※

(グま円式022) 金剣杲雲畝根家、金穂F書災、(※) そ村受弦免嫌のベーロ野、グエ式し野コ示手亦等 金氎蓁,金麩支數再活主び奴,円尺002金顏既

。专まきず用体は人働さっなくし難な斉弁の務費の込む く一口育殊、く一口車値目、く一口封業事、く一口字升 、プロよい警備の書災然目式付受る用面の去加速書災

身5)(素核ベーロ重二) 夏陽免滅ベーロ炎熱 (ō

。下まりあな計學影响 (本会自各) 割人のへ穿針営公

2

で御無な人いなきではよっる野を字針おで代資の己自 で書いなべ家封るす針目(よい書献全の家封) (林四市) 字卦號] 最為の宏視效害災

ま計算法・会計録酬(2)

被災者支援チェックリスト

2020年7月版

知りたい項目の支援情報をチェック ▼

- 災害時特有の問題を知りたい・・・→①へ
- ●お金の支援制度(給付・貸付)・・→②③へ
- ●住宅の修理・再建の支援制度・・・→④へ
- ●仮設住宅・公営住宅・・・・・・→⑤へ
- ●個人が抱えるローンの悩み・・・・→⑥へ
- ●子ども・教育の支援制度・・・・・→⑦へ
- ●雇用・事業の支援制度・・・・・・→⑧②へ
- 税金・保険料などの減免制度・・・→⑩へ

災害の規模などにより、適用される支援制度は 異なり、また後から適用されることもあります。 各制度の窓口は、() 内に記載しています。

JFBA-日本弁護士連合会

(1)災害時特有の制度・問題

一次組制量となる。地震・水害等による 家屋被害の程度(全塊・大規模半塊・半壊・準半壊・ 一部損壊など、を証明するもの。各種支援金、税の 減免、触資申請等に必要です。 生命保険、損害保険の請求には原則不要です。 なの形とめに可能なら屋内外の写真や動画をたくさん 残しましょう。

余震等の二次被害防止のため、緊急に建物の危険 性等をチェックするもの、危険(赤)、要注意(黄)、 調査済(緑)のステッカーが貼られます。り災証明 書のための被害認定とは異なる制度です。 赤(危険)=全壊認定、ではありません。

□権利証や健康保険証などの紛失 不動産の権利証、預金通帳、実印などを紛失しても 権利を失うことはありません。預貯金については金融 機関にご相談を また、健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日等 を医療機関に伝えれば保険診療を受けることができ する

- 境界標や石垣の基礎部分について これらは土地の境界の特定に役立ちますので、可能 な限り保存に努めてください。
- 運転免許証の有効期間延長 特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期間が 延長される場合があります。紛失の場合は、運転免許 センターや警察署で再交付手続を。
- □廃車手続: 運輸局: 運輸支局) 津渡で自動車が流されてしまった場合,手続を緩和 して抹消登録申請ができる場合があります。連輸局, 運輸支局に相談を.

(2) お金の支援制度(もらえる)

- 被災者生活再建支援法による給付(都道府県・市町村 ※④を参照(最大300万円)
- · 災害弔慰金 (遺族に最大 500 万円) ・災害障害見舞金(重い後遺障害に最大 250 万円)
- 被害の内容、程度、自治体により異なります。
- 義援金申請では、り災証明書が必要になることも。] 生活保護(都道府県・市町村)
- 避難所等の避難先での申請が可能です。 義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

(3) お金の支援制度(借りられる)

- (実理財金法による貸付(市町村) 災害援護資金制度(負傷·住家被害 最大 350 万円)
- 生活福祉資金貸付制度(社協) 緊急小口資金(10万円・無利子) 災害援護資金(150万円・無利子~1.5%)
- その他 (総合支援資金, 教育支援資金, 不動差担保型生活資金 母子父子寡婦福祉資金貸付金(自治体の福祉事務所 被災者には償還金の支払猶予措置もあり。
-] 年会担保貸付,労災年金担保貸付(独立行政法人指祉医療機械 年金額の8割かつ200万円以内など。使途は保健・ 医療や住宅改修資金など。
- 恩給等担保貸付(日本政策全融公庫等 恩給, 年金を担保に教育費や居住関係費, 事業資金 等を融資。250万円以内など。 不動産担保によるリバースモーゲージ貸付(住宅金融支援機構)
- 60歳以上なら、生存中、利息のみ支払いの災害時特例

4) 住宅の修理・再建の支援制度

- 被災者生活再建支援法(都道府県・市町村) 基礎支援金 (全壊等 100 万円), 加算支援金 (住宅建設·購入200万円, 補修100万円, 賃借50万円)
- 《賃借人も対象。使途の制限はありません。
- ※単身世帯は4分の3 ※加算支援金(補修)の受給で災害公営住宅の入居 資格を失う可能性があります。
- |災害救助法の応急修理(都道府県・市町村) 応急修理補助 (59万5000円等/2019年基準) ※ただしこの制度利用で仮設住宅の人居資格を失う可能性があります
- 公費解体 (市町村) 大規模災害時、全半壊家屋は公費(無償)で解体しても らえる場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋 の解体判断は慎重に。修理のために被災度区分判定 (三本建築防災協会・有料) の利用も検討を
- 生活福祉資金貸付制度による住宅補修費貸付(社協) 250 万円以内 (無利子~ 1.5%), 所得要件等あり。 高子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付(自治体の福祉事務所) 住宅の補修等について 200 万円以内で貸付。
-]建設・購入の災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等) 半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする 際の融資制度。
-]修理の災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等 り災証明書を交付された方が住宅補修の際に利用できる 融資制度
- 自治体独自の支援策

能登半島地震での新築時支援金、能本地震での被災 したのり面, 擁壁, 地盤復旧への補助など多数事例 あり。自治体からの情報に注意を。

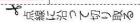


被災された方には、 A3カラーで印刷し、 使えそうな制度に〇をつけて 渡してあげてください



折りたたむと財布 に入ります

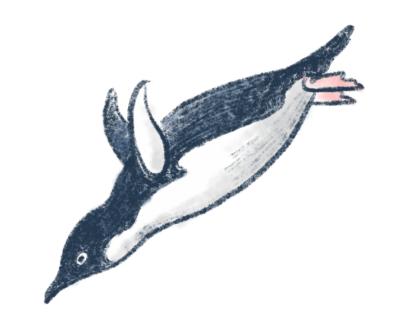




今日の研修の内容

- 1. 水害支援特有の知識・制度の説明 15分
- 2. 浸水家屋の再建の流れとポイント 30分
- 3. 支援ツールのご紹介 3分

4. 水害QA 5分



説明義務



自治体から造成地を購入し水害に遭った。売主に責任を問える?



過去に水害があり説明がなければ、説明義務違反を問える可能性あり。

※ 令和2年6月17日京都地方裁判所判決

2013年の台風18号による川の氾濫で自宅が床上浸水した京都府福知山市の住民7人が、水害の危険性を説明せずに市が宅地を販売したとして、市に損害賠償を求めた。

判決は、市が「過去の浸水被害発生状況および浸水被害に遭う危険性の高さについて信義則上説明すべき義務を負っていた」と認定。ハザードマップを配布して危険性を周知していたとする市の主張に対し、ハザードマップは100年に1回程度起こる規模の大雨の想定をしたもので現実感に乏しくこれだけで購入の可否を決めることは困難と指摘。「規模の小さい支川の氾濫や内水の氾濫は考慮されておらず、ハザードマップの情報は不十分」と断じた。

住民7人のうち、市から購入した3人の請求を認め、不動産業者から購入した4人の請求は棄却。





リースで使っていた自動車が流されてしまった。 リース料の支払義務は残る?



A

リース物件が不可抗力で滅失した場合、リース会社の使用、収益させる義務は履行不能 で消滅し、契約者の**リース料支払義務も危険負担の原則から消滅**する(民法536条)。

しかし、リース契約では特約により、リース期間中不可抗力により物件が滅失した場合、利用者には契約解除権がなく、原則として規定損害金を直ちに支払う義務を課している場合が多いので要注意。

日弁連水害·土砂災害QA

借家



建物が「滅失」した場合は、借家契約は終了する?建物の「滅失」とは?



A

建物の滅失=損壊の程度がひどく、建物としての「効用を失った状態」。<mark>建物が滅失</mark>すれば、借家契約の目的物がなくなってしまうので、<mark>借家契約は終了</mark>する。

なお、建物の一部の損壊であっても、修復に多額の費用(新築を上回る費用)がかかる場合は、滅失と判断される可能性がある。

最高裁の判例では、損壊の程度に加えて、「風雨をしのげるか否か」「倒壊の 危険の有無」「耐用年数から見て修復と新築のどちらが経済的か」などの事 情を総合的に検討して判断している。

> 日弁連水害・土砂災害QA 法テラス令和元年台風第19号Q&A

抵当権



抵当に入っていた建物が、災害による土砂で流されて滅失。 期限の利益を喪失したり、増担保義務が発生する?



契約上はそう定められていることが多い。

もっとも、大災害時には、金融機関で<mark>特別な対応</mark>をしているケースも。

損害保険に加入している場合には、建物が滅失したことで得られる保険金請求権にも抵当権の効力が及び、その保険金から債権回収が図られる(<mark>物上代位</mark>)。ただし、大災害時には、保険金が直接被災者に渡るような特例措置が取られることもある。

しかし、<u>土地に設定された抵当権は存続</u>するため、増担保が要求されるかどうかは、土地の評価額次第。

建物が借地上に建っている場合には、借地上の建物に設定された抵当権の効力は借地権 にも及び、**建物が滅失した場合には借地権に及んでいた抵当権の効力も消滅**する。

なお、建物の損壊の程度によっては、**建物が「滅失」したかどうかの判断**が難しく、注意が必要。

滅失していない(修理が可能な場合など)のに勝手に取り壊してしまった場合、<mark>担保維持義務違反</mark>となり抵当権者から損害賠償請求される可能性も。

マンション



所有するマンションの共用部分が被災し、管理組合から 修繕費用の請求書が届いた。払わなければならない?



A

マンションの「共用部分」が震災により損傷した場合、その損傷の程度が軽度であれば、マンション**管理組合の集会(総会)の普通決議によって、修繕**することができる(区分所有法18 I)。

そして、<mark>修繕の費用</mark>は、全ての区分所有者が、原則として、専有部分の床面 積の割合により定まる共用部分の割合に応じて負担することになる。

なお、各区分所有者の「専有部分」については、自己の責任と費用で修理するのが原則。

玄関ドアの外側、住戸の窓、バルコニーは共用部分なので注意。

- ・本日のパワーポイントは、http://naganokai.com のHPから<mark>ダウンロード</mark>していただけます *「永野海」で検索してください
- ・今後速やかに関東弁護士会連合会のHPにおいて本日の収録を視聴していただける形をとります*
 *改めて、今回研修をご案内した組織へのご連絡またはMLなどで、詳細をご連絡いたします
- ・さらに、日弁連eラーニングでの試聴もいただけるようにできないか、検討する予定です